

変動金利定期預金[複利型]

水沢信用金庫

平成24年7月1日現在

1.商品名	・変動金利定期預金 [複利型]
2.販売対象	・個人の方のみ
3.期 間	・定型方式・・・3年もの ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・預入後6か月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算となります。
7.税 金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・元金自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の取扱い	・期限前解約利率は別表の⑥に準じ、預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)
---------------	--